大阪市告示第1382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

KOHYO淀川三国店

大阪市淀川区三国本町二丁目13番１　外２筆

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

関電不動産開発株式会社　代表取締役社長　福本　恵美

大阪市北区中之島三丁目３番23号

⑶　変更事項

①　大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

三国店舗

大阪市淀川区三国本町二丁目13番１　外２筆

（変更後）

KOHYO淀川三国店

大阪市淀川区三国本町二丁目13番１　外２筆

②　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

関電不動産開発株式会社　代表取締役社長　勝田　達規

大阪市北区中之島三丁目３番23号

（変更後）

関電不動産開発株式会社　代表取締役社長　福本　恵美

大阪市北区中之島三丁目３番23号

③　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社光洋　代表取締役社長　平田　炎

大阪市西区北堀江三丁目12番23号

（変更後）

株式会社ダイエー　代表取締役社長　西峠　泰男

大阪府茨木市横江二丁目７番52号

⑷　変更年月日

①　令和５年11月15日

②　令和８年６月26日

③　令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年８月６日

３　届出書類の縦覧

⑴　縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目１番10号　ＡＴＣビルＯ’s棟南館４階

⑵　期間

令和８年10月16日（金)から令和９年２月16日（火)まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

⑶　時間

午前９時30分から午後５時まで

４　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和９年２月16日（火）

⑵　提出先

上記３⑴に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）